

【法人申請】申請書類・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称		必要書類	確認事項	チェック欄	備考
1	第3号様式 「助成金交付申請書(兼設置完了報告書)(法人用)」		<ul style="list-style-type: none"> ・法人が申請する場合の様式 ・申請書4枚目の同意事項に申請法人代表者の署名(自署)が必要 ・手続き代行を行う場合、手続き担当者の署名(自署)も必要 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅等で、複数戸に対象機器を設置する場合、各戸ごとに申請
2	申請者(法人)実在証明書類		<ul style="list-style-type: none"> ・以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人の印鑑証明書 ・6カ月以内(公社受付日より起算して)のもの 	<input type="checkbox"/>	
3	設置機器の領収書(写し)・領収書の内訳		<ul style="list-style-type: none"> ・領収書の日付が以下の通りであること PEFC:令和2年4月1日から令和6年9月30日 SOFC:令和2年4月1日から令和7年9月30日(※1) ・写しであること(白黒コピー可) ・以下の内容が記載されていること ①宛名(助成申請者名であること) ②領収金額 ③助成対象経費(機器費のみ・消費税含まず) ④設置場所住所 ⑤対象機器メーカー名 ⑥対象機器型番(品番) ⑦製造番号 ⑧収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※2) ⑨領収日 ⑩発行者(販売事業者)名 ⑪発行者(販売事業者)捺印 ※但し書きに③～⑦の記載がない場合、以下のいずれかを併せて提出してください。 ・公社の定める様式で領収書の内訳を作成すること ・工事請負契約書等の契約書類(及び付属書類)で③～⑦の内容が確認できるものの写し 	<input type="checkbox"/>	<p>(※1)ただし、以下の期日までに申請出来ない場合は事前申請又は特例申請が必要 PEFC:令和5年3月31日 SOFC:令和6年3月31日</p> <p>(※2)領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要 また、債務が完了されるまで当該機器の所有権がクレジット会社に留保される契約の場合、当該記載のあるクレジット契約書等の写しが必要</p>
4	設置機器の保証書(写し)		<ul style="list-style-type: none"> ・「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること 	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・保証書の提出が困難な場合は「助成対象機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること (証明は機器の販売元等が公社理事長宛に作成したもの)
5	対象機器を設置する建物及び対象機器から供給される電力を使用する住宅の全景写真(カラー)		<ul style="list-style-type: none"> ・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの(建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて可) ・対象機器が写ってなくても可 ・対象機器を設置する建物と、対象機器が発電する電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真が必要 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×90mm)以上であること ※日没撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり 	<input type="checkbox"/>	

必要書類		チェック欄	備考
提出書類名称	確認事項		
6 対象機器の設置状態を示す写真 (カラー)	<ul style="list-style-type: none"> ・設置完了後の写真であること ・対象機器を設置した屋外の場所が分かるような写真であること ・写真の縦横比は変更しないこと ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれても可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×90mm)以上であること ※日没後撮影等で助成対象機器の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	<input type="checkbox"/>	・燃料電池ユニット、貯湯ユニットが写っているもの(複数枚可)
7 対象機器の型番及び製造番号(銘板)を示す写真 (カラー)	<ul style="list-style-type: none"> ・設置完了後の写真であること(設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) ・対象機器の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×90mm)以上であること 	<input type="checkbox"/>	・燃料電池ユニット、貯湯ユニットそれぞれの銘板写真を添付すること
8 集合住宅等であることの確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・販売用チラシ、建築計画書や平面図の写しで総戸数等が確認できるもの 	<input type="checkbox"/>	【集合住宅として申請を行う場合】
9 納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・法人都民税に係るものの写しであること ※6か月以内に発行されたものであること 	<input type="checkbox"/>	直近1期分を提出すること
10 通帳の写し (表紙及び振込口座情報記載頁の見開き)	<ul style="list-style-type: none"> ・振込口座情報の記載された預金通帳、もしくは貯金通帳の表紙及び振込口座情報記載頁の見開き、両方の写しが必要 ・交付申請書の助成金申請者と同一の口座名義であること ・「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」(カタカナが確認できない場合には、キャッシュカードの写しを追加提出してください。)がはっきりと確認できる写しであること 	<input type="checkbox"/>	【インターネットバンキング等で通帳不発行の場合】金融機関発行(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)のもので、「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」が確認出来るものを提出
11 重要事項説明書 (住宅購入者に提示した原本の写し)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象機器の設置後に、管理組合や住宅購入者等が対象機器の所有権を引き継ぐことが記載されること ・交付要綱第14条2号に規定するエネルギー使用状況等の報告が図られるよう記載されること ・対象機器の所有者において、交付要綱第14条、第18条及び第20条に規定する善管注意義務等の履行が図られるよう記載されること 	<input type="checkbox"/>	【特例申請を行い交付申請する場合】
12 その他公社が審査に必要と認める書類		<input type="checkbox"/>	